

## (11)グリーン包装の消滅

最近、「容器包装リサイクル法」の見直しが市民団体から求められている。問題点の一つは、市民が容器(包装)廃棄物を分別し、地方自治体が回収・中間処理し、指定法人がリサイクルを受託するという同法のシステムのうち、自治体のリサイクルする廃棄物を決定するが、その内容が自治体ごとに異なるということである。そのため、市民はどの分別がよいのか分からないし、分別の仕方に戸惑う市民も多いのが現状だ。

また、市民が分別し、自治体が回収するので廃棄物の回収率は結構高いが、回収・中間処理のコストを自治体が負担しているため、容器にかかわる費用が明確でないという問題も指摘されている。後者の指摘は、容器と中味の生産者が回収・リサイクル(リユースも含む)を物理的に、また経済的に負担すべきであるという生産者拡大責任(EPR)原則の導入を進める意見につながっている。

さて、EPRが実施され、使い終わった容器が販売点等で回収され、デポジット制によって容器回収率が引き上げられ、事業者がリサイクルの費用を支払い、消費者がその費用を負担するとどうなるのだろうか。事業者はリサイクルしやすい容器を設計・生産するので、減量化・小型化を行い、容器の種類を減らして、容器の規格を統一し、詰め替え可能な容器を開発し回収費用を下げ、シンプルな容器の開発を行う。

自治体は、回収事業を事業者から受託するかもしれないが、主に、リサイクル事業が排出する環境負荷を規制する。消費者は、容器にかかわる費用を見て、容器と中身から構成される価格で商品の選択を行う。また、販売業者は容器引取りの義務を負うので、リサイクルしない事業者からの製品納入を断る。

こうなれば、消費者は買い物の際に環境ラベルを気にすることもなく、また分別を気にすることもなく、使用済みの容器を販売店に戻すという手間をするだけなので、どの容器がグリーンであるかといった問題もなくなる。

しかし、そうした状況が生まれるまでは、グリーンコンシューマー東京ネットが提唱する”グリーン包装基本原則”は、積極的な意味を持つことになろう。

以上